

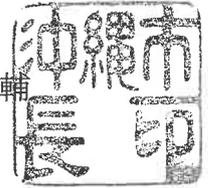


公告

令和7年10月3日に執行する中部広域都市計画事業安慶田地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条第3項の規定による異議の申出がなく、当該選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により公告する。

令和7年9月8日

沖縄市長 花城大輔



記

- 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 5人
- 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 3人